

## 九州大学海外同窓会の登録に関する要項

制 定：令和2年2月16日

### 1. 趣旨・目的

この要項は、九州大学（以下「本学」という。）と本学の帰国留学生等、及び帰国留学生等間のネットワークの強化を図るために、海外同窓会の本学への登録と、本学による当該海外同窓会への支援について必要な事項を定めるものとする。

### 2. 用語の意義

#### (1) 帰国留学生等

- 1) 本学に留学生として在籍したことがあり、現在、本国又はそれ以外の海外に居住している者
- 2) 本学に在籍したことがある日本人学生等であって、現在、海外に居住している者

#### (2) 海外同窓会

帰国留学生等間の親睦、ネットワークの強化等を目的として海外において設立された同窓生組織

### 3. 本学への登録

- (1) 次の要件を満たす海外同窓会からの届出があった場合、当該同窓会を本学の海外同窓会として登録する。ただし、当該海外同窓会の性格等について、本学の海外同窓会として登録することが好ましくないと認められる場合はこの限りでない。
  - 1) 会員数が10名以上であること。
  - 2) 会長相当職が存在すること。
  - 3) 会の規約を有すること。
- (2) (1)により登録を行った海外同窓会に対し、登録の証として本学から大学旗を授与する。
- (3) 登録を行った海外同窓会において、法令違反等の重大な非違行為が認められた場合は、登録を取り消すことがある。
- (4) (1)による海外同窓会からの届出は、別に定める様式により行うものとする。

### 4. 海外同窓会活動への支援

登録した海外同窓会に対し、本学ウェブサイトでの公表、在学中の当該国からの留学生とのネットワーク形成支援等、可能な範囲で本学から支援を行う。

#### 附 記

この要項は、令和2年2月16日から実施する。